

第66回 定時株主総会招集ご通知

目的事項

- | | |
|------|---|
| 報告事項 | 1. 第66期(2019年1月1日から2019年12月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. 第66期(2019年1月1日から2019年12月31日まで)計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件 |
| | 第2号議案 定款一部変更の件 |
| | 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件 |
| | 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| | 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| | 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件 |
| | 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |
| | 第8号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 |
| | 第9号議案 当社株式の大規模な買付行為への対応方針(買収防衛策)改定の件 |

日時

2020年3月27日(金曜日)

午前10時(午前9時開場)

場所

神戸ポートピアホテル
南館1階「大輪田の間」

神戸市中央区港島中町6丁目10番地の1

昨年と同じホテルですが、会場が南館に変更となりました。お間違えのないようお願い申し上げます。

今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況次第では、株主の皆様の安全を第一に考え、本総会の運営を変更する場合がございます。運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト(<https://corp.asics.com/jp/>)に掲載いたしますのでご出席の際はご確認ください。

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォンからでも招集ご通知がご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/7936/>

株 主 各 位

神戸市中央区港島中町7丁目1番1

株式会社アシックス

代表取締役社長　〇〇　廣田 康人

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、**当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年3月26日（木曜日）午後5時40分までに到着するよう、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送くださるか、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記期限までに当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）より議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　　具

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2020年3月27日（金曜日）午前10時（午前9時開場） |
| 2. 場 | 所 | 神戸市中央区港島中町6丁目10番地の1
神戸ポートピアホテル南館1階「大輪田の間」
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; margin-top: 5px;">※昨年と同じホテルですが会場が南館に変更となりました。お間違えのないようお願い申し上げます。</div> |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第66期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第66期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
第9号議案 当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）改定の件 |

以　上

インターネットによる開示について

- 本招集ご通知に際して提供すべき株主の皆さまに対し提供すべき事業報告、連結計算書類、計算書類並びに監査報告書謄本は、別添の「第66期事業報告」に記載のとおりであります。ただし、以下につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.asics.com/jp/>) に掲載しておりますのでご覧ください。なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類ならびに監査役が監査した事業報告は、「第66期事業報告」に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の以下の事項とで構成されております。
 - 事業報告：主要な事業内容、主要な営業所および工場、会社の新株予約権等に関する事項、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制、会社の支配に関する基本方針および剰余金の配当等の決定に関する方針
 - 連結計算書類：連結株主資本等変動計算書および連結注記表
 - 計算書類：株主資本等変動計算書および個別注記表
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.asics.com/jp/>) に掲載させていただきます。
- 本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.asics.com/jp/>) に掲載させていただきます。

※株主総会終了後、ご希望の株主様を対象に「アシックススポーツミュージアム」見学会を予定しております。会場より送迎バス（約5分）を運行しておりますのでご参加ください。

なお、上記見学会につきましては、今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況次第では、開催を中止する場合がございます。上記見学会の中止および本総会運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://corp.asics.com/jp/>) に掲載いたしますのでご出席の際はご確認ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2020年3月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2020年3月26日（木曜日）
午後5時40分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年3月26日（木曜日）
午後5時40分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

議案番号	議案名	賛否
1.		
2.		

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇〇〇

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3号・第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1号・第2号・第5号～第9号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

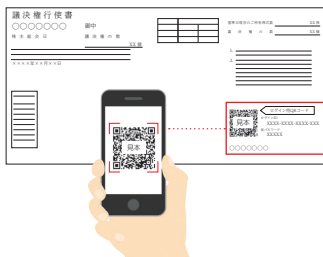
- 書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

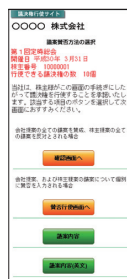
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができま

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



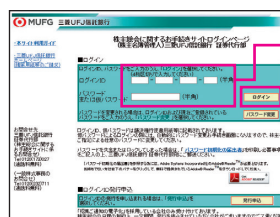
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

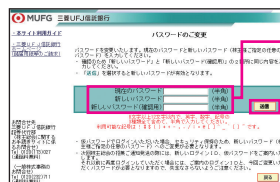
- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営環境および財務状況等を勘案し、普通配当は 1 株につき 12 円といたしたいと存じます。また、当社の創立 70 周年を記念し、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表すため、1 株につき 6 円の記念配当を加え、当期の期末配当は 1 株につき 18 円といたしたいと存じます。

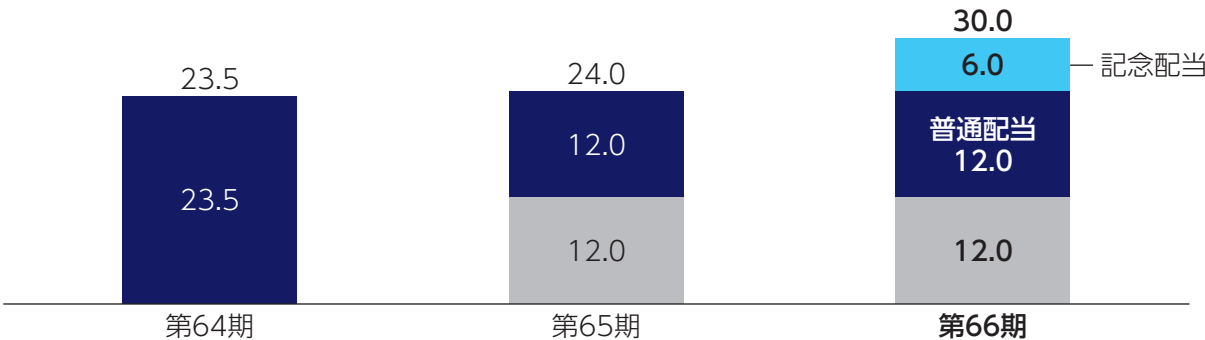
これにより、当期の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金 12 円を含め、1 株につき 30 円となります。

期末配当に関する事項

1	配当財産の種類 金銭
2	配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式 1 株につき 金 18 円 (普通配当 12 円、記念配当 6 円)
	配当総額 3,288,442,266 円
3	剰余金の配当が効力を生ずる日 2020 年 3 月 30 日

● 配当金の推移 (単位：円)

■ 期末 ■ 中間



第2号議案から第8号議案に共通する参考事項

当社は、企業価値を継続的に高め、株主の皆様をはじめ、すべてのステークホルダーからさらに信頼される会社となるために、スピードある透明性の高い経営を実現するためのコーポレートガバナンスを目指し、その中で、経営管理体制の整備を行うとともに、企業経営に関する監督および監査機能・内部統制の充実、コンプライアンスの徹底、経営活動の透明性の向上などに努め、株主の視点を経営に反映させることを心がけてまいりました。

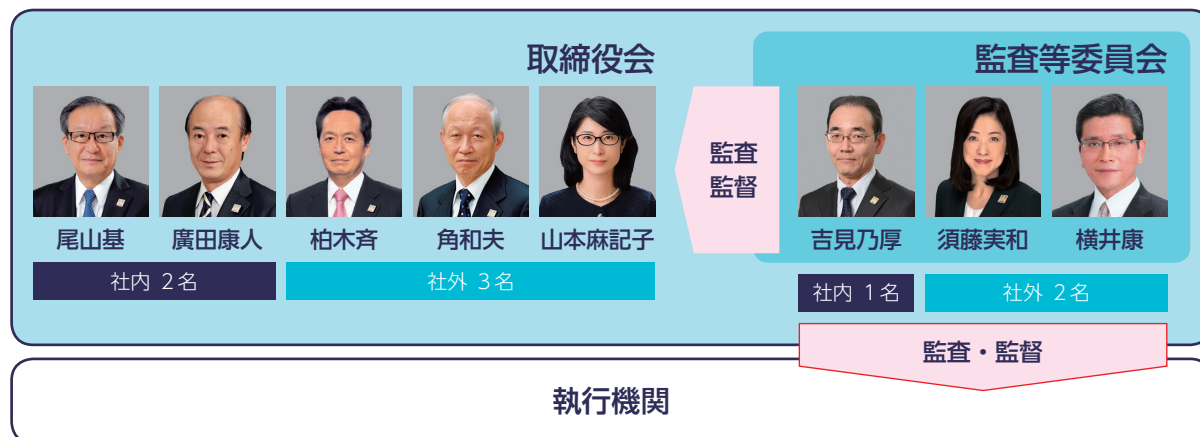
今般、監査等委員会設置会社へ移行し、経営の監督と執行の分離を明確化して意思決定を迅速化するとともに、取締役の過半数を社外取締役とすることで、経営の緊張感を高め、取締役会の監督機能を強化いたします。これにより、実効的なコーポレートガバナンスを通じて中長期的な企業価値を向上させてまいります。

コーポレート・ガバナンスの強化に向けて

- ✓ 監査等委員会設置会社とし、
実効的なコーポレートガバナンスにより企業価値を向上

経営を迅速化	⇒	取締役の人数を削減し、経営と執行の分離を徹底
取締役会の監督機能を強化	⇒	監査等委員である取締役に議決権を付与
経営の透明性を向上	⇒	独立社外取締役に過半数に（社内3：社外5）
取締役会の多様性を向上	⇒	女性取締役2名の選任

【変更後】



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

(2) 執行役員の選任方法および役割の明確化

当社は、経営のスピードアップと業務執行体制の強化を図る観点から、2010年より執行役員制度を導入しておりますが、本制度の十分な定着を踏まえ、執行役員の選任方法および役割を明確にするため、取締役および執行役員に関連する規定の新設および修正等を行うものです。

(3) 事業目的の追加

当社および当社子会社の事業内容の拡大ならびに今後の事業展開に備えるため、現行定款に事業目的を追加するものです。

なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	
第 1 章 総 則	
第 1 条	(条文省略)
(目 的)	
第 2 条	当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

変更案	
第 1 章 総 則	
第 1 条	(現行どおり)
(目 的)	
第 2 条	当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(下線部分は変更箇所)

現行定款
(1) 各種スポーツ用品および各種レジャー用品の製造および販売 (2) 各種繊維用品の製造および販売ならびに受託製編加工 (3) 不動産の管理保全および賃貸 (4) 会社運営上必要な事業への投資もしくは債務の保証またはその事業を目的とする会社の発起人となること (5) スポーツ施設およびレジャー施設の設置および運営 (新 設) (新 設) (6) 前各号に付帯する一切の事業 第3条～第13条 (条文省略) (招集権者および議長) 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定めた順序により他の取締役がこれにあたる。 第15条～第17条 (条文省略) 第 4 章 取締役および取締役会 第18条 (条文省略) (取締役の員数) 第19条 取締役の員数は、12名以内とする。 (新 設)

変更案
(1) 各種スポーツ用品および各種レジャー用品の製造および販売 (2) 各種繊維用品の製造および販売ならびに受託製編加工 (3) 不動産の管理保全および賃貸 (4) 会社運営上必要な事業への投資もしくは債務の保証またはその事業を目的とする会社の発起人となること (5) スポーツ施設およびレジャー施設の設置および運営 <u>(6) 介護保険法に基づく次の居宅サービス事業および介護予防・日常生活支援総合事業</u> <u>イ 通所介護事業</u> <u>ロ 通所型サービス事業</u> <u>(7) 健康増進関連事業</u> <u>(8) 前各号に付帯する一切の事業</u> 第3条～第13条 (現行どおり) (招集権者および議長) 第14条 株主総会は、取締役会が定めた取締役がこれを招集し、議長となる。 ② 前項に定める取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定めた順序により他の取締役がこれにあたる。 第15条～第17条 (現行どおり) 第 4 章 取締役、取締役会および執行役員 第18条 (現行どおり) (取締役の員数) 第19条 <u>監査等委員でない</u>取締役の員数は、<u>9名以内とする。</u> <u>② 監査等委員である</u>取締役の員数は、<u>5名以内とする。</u>

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) (新 設) (新 設) (代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	(取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。 ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第21条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である</u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である</u>取締役の補欠として選任された<u>監査等委員である</u>取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である</u>取締役の任期の満了する時までとする。 ④ <u>補欠の監査等委員である</u>取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 (代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から取締役会長1名を選定することができる。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の定めるところにより取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。 ② 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役がこれにあたる。 (新 設) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第25条 (条文省略) (新 設) 第26条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の定めるところにより取締役会長が招集し、その議長となる。 ② 取締役会長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役がこれにあたる。 ③ <u>前2項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u> (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第25条 (現行どおり) <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第26条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> 第27条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第28条 (条文省略) (新 設)	第29条 (現行どおり) (執行役員)
	第30条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務を執行させることができる。
	② 取締役会は、その決議によって執行役員の中から社長1名およびその他の役付執行役員を選定することができる。
第 5 章 監査役および監査役会	第 5 章 監査等委員会
(監査役および監査役会の設置)	(監査等委員会の設置)
第29条 当会社は、監査役および監査役会を置く。	第31条 当会社は、監査等委員会を置く。
(監査役の員数)	(削 除)
第30条 監査役の員数は、5名以内とする。	
(監査役の選任)	(削 除)
第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。	
② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	

(下線部分は変更箇所)

現行定款
<u>(監査役の任期)</u> 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>(常勤の監査役)</u> 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 <u>(監査役会の招集通知)</u> 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 <u>(監査役会規程)</u> 第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。 <u>(監査役の報酬等)</u> 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

変更案
(削 除) (削 除) <u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 <u>(監査等委員会規則)</u> 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。 (削 除)

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<u>(監査役の責任免除)</u> 第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。	(削 除)
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第38条～第40条 (条文省略)	第34条～第36条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
第42条～第45条 (条文省略)	第38条～第41条 (現行どおり)
(新 設)	2020年3月27日 改正附則 <u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 2019年12月31日に終了する事業年度に関する第66回定時株主総会の終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の免除および当該損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による定款一部変更前の定款第37条の定めるところによる。

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名
選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行し、現在の取締役全員（11名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役の指名について公正性および透明性を確保するため、取締役候補者全員については、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会に諮問し、その意見を尊重したうえで取締役会において決議されております。

本議案における社外取締役候補者全員（3名）は、25頁から26頁までの「独立社外取締役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。当社は、同候補者全員を独立役員として東京証券取引所に届出を行う予定です。

なお、本議案および第4号議案が本総会で原案どおり承認可決されますと、取締役会は8名で構成され、独立社外取締役はその過半数の5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	性別	当社における地位、担当	取締役会への出席状況	在任年数
1	おやま 基 尾山 基	男性	代表取締役会長CEO	14回／14回 (100%)	15年9カ月
2	ひろた やすひと 廣田 康人	男性	代表取締役社長COO	14回／14回 (100%)	2年
3	かしわ き ひとし 柏木 斉	男性	社外取締役	14回／14回 (100%)	4年
4	すみ かず お 夫 角 和夫	男性	社外取締役	11回／14回 (78.6%)	2年
5	やま もと ま き こ 山本 麻記子	女性	—	—	—

候補者番号

1 お や ま もと い
尾 山 基 (1951年 2 月 2 日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 4月 日商岩井(株) (現 双日(株)) 入社 (1981年12月退社)
1982年 1月 当社入社
1997年 1月 当社第一事業本部ウォーキング事業部長
2001年 7月 アシックスヨーロッパB.V.代表取締役社長
2004年 6月 当社取締役 マーケティング統括部長
兼アシックスヨーロッパB.V.代表取締役社長
2005年 4月 当社取締役 海外担当兼マーケティング統括部長兼マーケティング部長
兼アシックスヨーロッパB.V.代表取締役会長兼CEO
2006年 7月 当社常務取締役 海外担当兼マーケティング統括部長
兼アシックスヨーロッパB.V.代表取締役会長兼CEO
2007年 8月 当社常務取締役 海外担当兼経営企画室担当兼マーケティング統括部長
兼アシックスヨーロッパB.V.代表取締役会長兼CEO
2008年 4月 当社代表取締役社長
2011年 4月 当社代表取締役社長CEO
2017年 3月 当社代表取締役会長兼社長CEO
2018年 3月 当社代表取締役会長CEO、現在に至る

●重要な兼職の状況

世界スポーツ用品工業連盟会長
一般社団法人日本スポーツ用品工業協会会長



再任

社内

在任年数

15年9カ月

所有する当社株式数

113,108株

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

取締役候補者とした理由

2008年4月の代表取締役社長就任以来、当社グループの構造改革を推進し、グローバルレベルでの事業の強化・拡大に取り組みました。また、取締役会議長として、社外取締役の導入、指名・報酬委員会の設置、取締役会の実効性評価の実施など、コーポレートガバナンスの強化に努めました。

これらのことから、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

2

ひろ た やす ひと
廣 田 康 人

(1956年11月 5 日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月 三菱商事(株)入社
2010年 4月 同社執行役員 総務部長
2011年 4月 同社執行役員 コーポレート担当役員補佐、総務部長
2014年 4月 同社常務執行役員 コーポレート担当役員（広報、総務、環境・CSR、法務、人事）
2014年 6月 同社代表取締役常務執行役員 コーポレート担当役員（広報、総務、環境・CSR、法務、人事）
2016年 4月 同社代表取締役常務執行役員 コーポレート担当役員（広報、総務、環境・CSR、法務、人事）、チーフ・コンプライアンス・オフィサー
2017年 4月 同社代表取締役常務執行役員 コーポレート担当役員（国内）、関西支社長（2018年1月退任）
2018年 1月 当社顧問
2018年 3月 当社代表取締役社長COO、現在に至る



再任

社内

在任年数

2年

所有する当社株式数

31,673株

取締役会への出席状況

14回／14回（100%）

取締役候補者とした理由

2018年3月の代表取締役社長COO就任以来、中期経営計画「ASICS Growth Plan (AGP) 2020」のアクションプランを策定し、プロダクトカテゴリー基軸の経営管理体制の構築、中国本部およびオニツカタイガーカンパニーの新設、デジタル戦略を推進してまいりました。また、決算説明会等のIR活動を通じて、株主、投資者をはじめ、すべてのステークホルダーの視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示および建設的な対話に努めております。

これらのことから、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

3

かしわ き
柏 木

ひとし
斉 (1957年 9 月 6 日生)



再任

独立社外

独立役員

在任年数

4年

所有する当社株式数

5,833株

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 (株)日本リクルートセンター (現 (株)リクルートホールディングス) 入社
1994年 4月 (株)リクルート (現 (株)リクルートホールディングス) 財務部長
1997年 6月 同社取締役
2001年 6月 同社取締役兼常務執行役員
2003年 4月 同社代表取締役兼常務執行役員 (C O O)
2003年 6月 同社代表取締役社長兼 C O O
2004年 4月 同社代表取締役社長兼 C E O
2012年 4月 同社取締役相談役 (2014年 6月退任)
2012年12月 サントリー食品インターナショナル(株)社外取締役 (2015年 3月退任)
2015年 8月 当社顧問
2016年 3月 当社社外取締役 (現任)
2016年 5月 (株)松屋社外取締役 (現任)
2018年 6月 (株)東京放送ホールディングス社外取締役 (現任)
2019年 6月 公益財団法人日本バレーボール協会理事、現在に至る

●重要な兼職の状況

(株)松屋社外取締役

(株)東京放送ホールディングス社外取締役

公益財団法人日本バレーボール協会理事

社外取締役候補者とした理由

情報サービス業の経営者としての豊富な経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督を適切に行っております、また、指名・報酬委員会の委員として、当社の経営の公正性・透明性を高めるため、積極的に意見を述べております。同氏は本議案が原案どおり承認可決されますと、指名・報酬委員会の議長に選任される予定です。

これらのことから、引き続き取締役会への適切な監督・助言を行えるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。

独立性に係る事項

同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

当社グループは、同氏が理事を務める公益財団法人日本バレーボール協会との間で、バレーボール競技の普及及び振興を図ることを目的として、オフィシャルサプライヤー契約等を締結しておりますが、同氏は同協会の非業務執行者です。その他同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。

したがって、同氏は当社の「独立社外取締役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。

なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定です。

責任限定契約

当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の同責任限定契約を継続する予定です。

候補者番号

4

すみ
角

かず
和

お
夫

(1949年 4 月19日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年 4月 阪急電鉄(株)入社
2000年 6月 同社取締役 鉄道事業本部長
2002年 4月 同社取締役 鉄道事業本部長兼統括本部長
2002年 6月 同社常務取締役 鉄道事業本部・統括本部担当
2003年 6月 同社代表取締役社長
2005年 4月 阪急ホールディングス(株)代表取締役社長
2006年10月 阪急阪神ホールディングス(株)代表取締役社長
2007年10月 エイチ・ツー・オー リテイリング(株)取締役 (現任)
2014年 3月 阪急電鉄(株)代表取締役会長 (現任)
2015年 4月 (株)東京楽天地社外取締役 (現任)
2017年 6月 阪急阪神ホールディングス(株)代表取締役会長グループCEO (現任)
2018年 3月 当社社外取締役 (現任)
2019年 5月 東宝(株)取締役、現在に至る

●重要な兼職の状況

阪急阪神ホールディングス(株)代表取締役会長グループCEO
エイチ・ツー・オー リテイリング(株)取締役
(株)東京楽天地社外取締役
東宝(株)取締役



再任

独立社外

独立役員

在任年数

2年

所有する当社株式数

3,373株

取締役会への出席状況

11回/14回 (78.6%)

社外取締役候補者とした理由

旅客鉄道業の経営者としての豊富な経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督を適切に行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当社の経営の公正性・透明性を高めるため、積極的に意見を述べております。
これらのことから、引き続き取締役会への適切な監督・助言を行えるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。

独立性に係る事項

同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。
同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。
したがって、同氏は当社の「独立社外取締役に係る基準」を満たしており、独立性が認められます。
なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定です。

責任限定契約

当社は同氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の同責任限定契約を継続する予定です。

候補者番号

5

やまもと まきこ
山本 麻記子 (1971年 5 月29日生)



新任

独立社外

独立役員

所有する当社株式数

0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年 7月 TMI 総合法律事務所入所
2000年10月 弁護士登録
2005年 9月 シモンズ・アンド・シモンズ法律事務所（ロンドン）
2006年 9月 TMI 総合法律事務所
2012年 2月 英国弁護士ソリシタ資格登録
2012年 6月 シモンズ・アンド・シモンズ法律事務所（ロンドン）
2014年 9月 TMI 総合法律事務所
2016年 1月 同事務所パートナー（現任）
2016年 6月 スターゼン㈱社外監査役（現任）
2018年 4月 武蔵野大学客員教授（現任）
2018年 6月 ㈱シグマクシス社外取締役（現任）
2019年 6月 武蔵精密工業㈱社外取締役（監査等委員）、現在に至る

●重要な兼職の状況

弁護士（弁護士法人TMIパートナーズ）
スターゼン㈱社外監査役
㈱シグマクシス社外取締役
武蔵精密工業㈱社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由

国際的な弁護士としての国際法務・企業法務に関する豊富な経験と専門的見地から、取締役会への適切な監督・助言を行えるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。
同氏は社外取締役になること以外の方法で会社経営に直接関与されたことはありませんが、上記の経験と知見により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

独立性に係る事項

同氏と当社との間には、金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。
当社は、同氏がパートナーを務めるTMI 総合法律事務所の他の弁護士に個別に法律事務を依頼しておりますが、当社の支払報酬の割合は、当社の独立性に関する要件である1%未満であり、当社グループから多額の金銭その他財産を得る団体に該当いたしません。その他同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。
したがって、同氏は当社の「独立社外取締役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。
同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届出を行う予定です。

責任限定契約

同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とすることを予定しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者 柏木斉、角和夫、山本麻記子の3氏は、社外取締役候補者です。
3. 山本麻記子氏の戸籍上の氏名は、安川麻記子です。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案における社外取締役候補者全員（2名）は、25頁から26頁までの「独立社外取締役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。当社は、同候補者全員を独立役員として東京証券取引所に届出を行う予定です。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

なお、第3号議案および本議案が本総会で原案どおり承認可決されますと、取締役会は8名で構成され、独立社外取締役はその過半数の5名となります。また、監査等委員会は3名で構成され、独立社外取締役はその過半数の2名とすることで、監査・監督機能をより一層充実させてまいります。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名		性別	当社における地位、担当	監査役会への出席状況	取締役会への出席状況	在任年数
1	よし 見 のり あつ 吉 見 乃 厚	新任	男性	内部監査室長付	—	—	—
2	す とう み わ 須 藤 実 和	新任 独立社外 独立役員	女性	社外監査役	14回／14回 (100%)	13回／14回 (92.9%)	—
3	よこ い やすし 横 井 康	新任 独立社外 独立役員	男性	—	—	—	—

候補者番号

1

よし み のり あつ
吉 見 乃 厚

(1960年 9 月15日生)

略歴、地位および重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社

2005年12月 江蘇愛世克私有限公司副総経理

2008年10月 同社副総経理兼愛世克私（上海）商貿有限公司副総経理

2010年 4月 当社内部監査室長

2020年 1月 当社内部監査室長付、現在に至る



新任

社内

所有する当社株式数

10,481株

取締役（監査等委員）候補者とした理由

欧州、米国および中国の海外子会社、経理財務部門ならびに内部監査部門での豊富な経験と専門的知見を有しております。また、コンプライアンス委員会の委員として、当社のコンプライアンス経営の強化のため、積極的に意見を述べております。

これらのことから、適切な監査・監督を行えるものと判断し、取締役（監査等委員）としての選任をお願いするものです。

略歴、地位および重要な兼職の状況

1988年 4月 (株)博報堂入社 (1990年 4月退社)
1991年10月 アーサー・アンダーセン (現 有限責任あずさ監査法人) 入所 (1996年 8月退所)
1995年 4月 公認会計士登録
1996年10月 シュローダー・ピーティエヴィ・パートナーズ(株) (現 (株)MKS/パートナーズ) 入社 (1997年10月退社)
1997年11月 ベイン・アンド・カンパニー入社
2001年 1月 同社パートナー (2006年 3月退社)
2006年 4月 (株)プラネットプラン設立 代表取締役 (現任)
2008年 4月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授 (2018年3月退任)
2012年 5月 (株)じげん社外取締役 (現任)
2016年 6月 (株)イー・ディー・ワークス社外取締役 (監査等委員) (現任)
2017年 6月 公益財団法人日本バレーボール協会理事 (現任)
2018年 3月 当社社外監査役 (現任)
2019年 4月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授、現在に至る

●重要な兼職の状況

公認会計士
(株)プラネットプラン代表取締役
(株)じげん社外取締役
(株)イー・ディー・ワークス社外取締役 (監査等委員)
公益財団法人日本バレーボール協会理事

社外取締役 (監査等委員) 候補者とした理由

経営コンサルタントおよび公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から、取締役会および監査役会において適切な意見を述べております。また、経営陣幹部との面談を通じて業務の執行状況を確認するなど、実効性の高い監査に努めております。これらのことから、適切な監査・監督を行えるものと判断し、社外取締役 (監査等委員) としての選任をお願いするものです。

独立性に係る事項

同氏と当社との間には、監査役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。当社グループは、同氏が理事を務める公益財団法人日本バレーボール協会との間で、バレーボール競技の普及及び振興を図ることを目的として、オフィシャルサプライヤー契約等を締結しておりますが、同氏は同協会の非業務執行者です。その他同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。したがって、同氏は当社の「独立社外取締役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合、同届出を継続する予定です。

責任限定契約

当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定です。

(注) 須藤実和氏は現在当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。



新任

独立社外

独立役員

所有する当社株式数

0株

取締役会への出席状況

13回／14回 (92.9%)

監査役会への出席状況

14回／14回 (100%)

候補者番号

3

よこ い
横 井

やすし
康 (1956年11月16日生)



新 任

独立社外

独立役員

所有する当社株式数

0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1978年11月 新和監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所
1982年 3月 公認会計士登録
2001年 5月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）代表社員
2005年 7月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）関西地域事務所理事
2007年 7月 同法人全国パブリックセクター本部長
2008年 7月 同法人本部理事
2010年 7月 有限責任あずさ監査法人理事大阪第2事業部長
2012年 7月 同法人専務理事ダイバーシティ担当・名古屋事務所長
2017年 7月 同法人専務理事ダイバーシティ統轄・東海地区統轄（2019年6月退任）
2019年 7月 横井康公認会計士事務所開設、現在に至る

●重要な兼職の状況

公認会計士（横井康公認会計士事務所）

社外取締役（監査等委員）候補者とした理由

公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から、適切な監査・監督を行えるものと判断し、社外取締役（監査等委員）としての選任をお願いするものです。

同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記のとおり、監査法人および公認会計士事務所の経営経験を有しており、社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

独立性に係る事項

同氏と当社との間には、金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

同氏は、横井康公認会計士事務所を経営しておりますが、同事務所と当社との間には特別の利害関係はありません。したがって、同氏は当社の「独立社外取締役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。

同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届出を行う予定です。

責任限定契約

同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とすることを予定しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者 須藤実和、横井康の両氏は、社外取締役（監査等委員）候補者です。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

み はら ひで あき
三 原 秀 章 (1962年9月13日生)



新任 **独立社外** **独立役員**

所有する当社株式数
9,907株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1987年11月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所（1996年9月退所）
1991年 8月 公認会計士登録
1996年 7月 税理士登録
1996年10月 公認会計士三原秀章事務所開設
2008年 6月 当社社外監査役（現任）
2016年 6月 アズワン(株)社外監査役（現任）
2019年 6月 住友精密工業(株)社外監査役、現在に至る

●重要な兼職の状況

公認会計士、税理士（公認会計士三原秀章事務所）
アズワン(株)社外監査役
住友精密工業(株)社外監査役

補欠の社外取締役（監査等委員）候補者とした理由

公認会計士および税理士としての豊富な経験と専門的見地から、取締役会および監査役会において適切な意見を述べております。適切な監査・監督を行えるものと判断し、補欠の社外取締役（監査等委員）としての選任をお願いするものです。

同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記のとおり、公認会計士事務所の経営経験を有しており、社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

独立性に係る事項

同氏と当社との間には、監査役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

同氏は、公認会計士三原秀章事務所を経営しておりますが、同事務所と当社との間には特別の利害関係はありません。その他同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。

したがって、同氏は当社の「独立社外取締役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。

同氏の選任が承認され、同氏が社外取締役（監査等委員）に就任した場合、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届出を行う予定です。

責任限定契約

当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

同氏の選任が承認され、同氏が社外取締役（監査等委員）に就任した場合、当社は同氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定です。

- (注) 1. 補欠の社外取締役（監査等委員）候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三原秀章氏は、補欠の社外取締役（監査等委員）候補者です。

【ご参考】 独立社外取締役に関する基準

当社は、適正なコーポレートガバナンスの確保のために、社外取締役の資質および独立性について「独立社外取締役に関する基準」を独自に定めております。その内容は次のとおりです。

第1条（社外取締役の要件）

1. 当社の社外取締役の要件について、本基準により定める。
2. 社外取締役の要件は、選任時および在任期間中を通じて、満たすことを要する。

第2条（資質に関する要件）

グローバルに事業を展開する当社および当社の関係会社（以下、「当社グループ」という。）において、コーポレートガバナンスを強化するとともに、グローバルレベルでの事業の拡大を図るため必要となる資質として、企業経営者、弁護士、公認会計士、学識経験者としての実績があり、豊富な経験と専門的知見を有すること。

第3条（独立性に関する要件）

1. 社外取締役の当社グループからの独立を保つため、以下の各号を満たすこと。
 - (1) 過去に、当社グループの役員および執行役員（以下、「役員」という。）、会計参与または使用人でないこと。
 - (2) 現在および過去5年間、以下に該当しないこと。
 - ア ① 当社グループの大株主（総議決権の10%以上を保有する者をいい、間接保有形態を含む。）または大株主である組織の使用人等（業務執行取締役、使用人等の業務執行を行う者をいう。）
 - ② 当社グループが大株主である組織の使用人等
 - イ 当社グループの主要な借入先（1会計年度末時点において当社連結総資産の2%以上の負債を負担する先をいう。）または主要な借入先である組織（グループ企業である場合はグループ単位とする。以下同じ。）の使用人等
 - ウ 当社グループの主幹事証券会社の使用人等

- エ ① 当社グループの主要な取引先（１会計年度の連結売上高の２％以上）または主要な取引先である組織の使用人等
- ② 当社グループを主要な取引先とする者またはその使用人等
- オ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- カ コンサルタント、会計専門家または法律専門家として、社外取締役としての報酬以外に、当社グループから多額の金銭その他の財産（１会計年度あたり1,000万円以上をいう。）を得る者または当社グループから多額の金銭その他の財産（当該団体の１会計年度の売上高の１％以上をいう。）を得る団体に所属する者
- キ 当社グループから多額の寄付金（１会計年度あたり1,000万円以上をいう。）を受け取る者または多額の寄付金を受け取る団体に所属する者
- ク 当社グループと役員の相互就任の関係にある者

(3) 以下の者の近親者（配偶者および２親等以内の親族をいう。）でないこと。

- ア 現在または過去に、当社グループの役員または重要な使用人である者
- イ 前号に該当する者（重要でない使用人および所属する者は除く。）

2. 前項の要件を満たさない場合であっても、その者を社外取締役としても一般株主との利益相反を生じないと認められ、かつ前項の要件を満たす社外取締役全員の同意がある場合については、会社法の要件を満たす限りにおいて、社外取締役とすることがある。この場合、株主総会参考書類、有価証券報告書等に、該当する事実および選任する理由等を明記するものとする。

ご参考 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会のさらなる実効性の確保および機能向上を目的に、各取締役および各監査役へのアンケート（自己評価）を実施し、2019年度の実効性に関する分析・評価を行い、その結果について、取締役会に報告のうえ、十分な議論を行いました。

対象者	取締役および監査役の全員
対象期間	2019年1月～12月
評価方式	アンケート（自己評価）方式
評価項目	①取締役会運営について ②取締役会での審議について ③取締役会のメンバー構成について ④指名・報酬について ⑤指名・報酬委員会の活動について ⑥株主、ステークホルダーの意見の検討、反映について
評価結果 および 今後の改善点	取締役会の重要案件に関する事前説明の強化により取締役会の効率的な運営を促進しました。独立性の高い社外取締役および社外監査役がその専門的見地から活発に発言し、建設的な議論が行われるとともに、株主の皆様のご意見を反映するため、IR・SR活動報告が強化されました。取締役会は、その監督機能を十分に果たしていると評価しております。 指名・報酬委員会を適宜開催し、取締役および執行役員の指名、業績評価、ガバナンス体制の変更など、重要な事項について審議し、取締役会は、その意見を尊重して決議し、公正性および透明性を確保しております。 その一方で、重要戦略、組織、リスクに関する審議を一層強化していくべきであることを認識しました。 今後は、これらの事項の改善を行い、取締役会のさらなる実効性の確保および機能の向上を図ってまいります。

ご参考 指名・報酬委員会

当社は、取締役および執行役員の指名ならびに報酬の決定について、公正性および透明性を確保するため、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会の委員は、その過半数を独立社外取締役とし、取締役会は、取締役および執行役員の指名ならびに報酬について、指名・報酬委員会の意見を尊重して決議しております。

なお、議長は、指名・報酬委員会の決議により独立社外取締役の中から選定いたします。

本総会終結後の指名・報酬委員会の構成は以下のとおりとなる予定です。

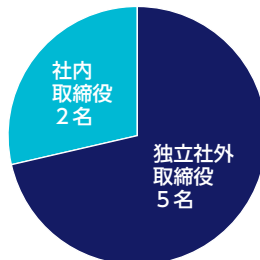
委員の構成（予定）

（独立社外取締役）

- ・ 柏木 斉（議長）
- ・ 山本 麻記子
- ・ 横井 康
- ・ 角 和夫
- ・ 須藤 実和

（社内取締役）

- ・ 代表取締役会長 C E O 尾山 基
- ・ 代表取締役社長 C O O 廣田 康人



（2019年の活動状況）

開催回数：5回

主な審議内容

- ・ 取締役・執行役員の2018年度業績評価・業績賞与
- ・ 取締役・執行役員の2019年度目標設定
- ・ 取締役・執行役員候補者の選任
- ・ ガバナンス体制の検討
- ・ サクセッションプランの検討

ご参考 社外役員への情報提供

当社では、各取締役がその役割・責務を適切に果たせるよう、情報提供の機会を設けております。社外役員に対しては、取締役会の重要事項の事前説明のほか、当社の事業戦略の説明や世界各地の主要拠点・スポーツイベント等の視察等、当社特有の事業内容を理解する機会を設けております。

2019年の社外役員の活動例

- ・ 会長・社長との個別ミーティングでの意見交換
- ・ 投資家向け決算説明会への出席
- ・ 2020年春夏商品展示会の視察
- ・ 都市型低酸素環境下トレーニング施設「アシックス スポーツコンプレックス 東京ベイ」オープニングイベントへの出席
- ・ スタートアップ企業のアクセラレーター（事業連携推進）プログラム「アシックス・アクセラレーター・プログラム」審査会への出席
- ・ 東京マラソン2019の視察
- ・ J1リーグ ヴィッセル神戸戦の視察



アシックス スポーツコンプレックス 東京ベイ



第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社は、取締役の報酬について、2013年6月21日開催の第59回定時株主総会において承認可決された報酬等の額（年額8億円）の範囲内で、会社の持続的な成長と企業価値の向上に対するインセンティブとなるような報酬体系とすることとし、その決定について、指名・報酬委員会の意見を尊重することにより、その公正性および透明性を確保することを基本方針としております。

また、この方針に従い、2019年度には、変動報酬割合を高めるとともに、譲渡制限付株式報酬制度を導入するなど、役員報酬体系を改定いたしました。

今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現行の基本方針および報酬体系に従い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を定めることとし、年額8億円以内（うち社外取締役分年額1億円以内）といたしたいと存じます。

なお、当該報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は11名（うち社外取締役4名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、5名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額
年額8億円以内（うち社外取締役分 年額1億円以内）

第7号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も総合的に勘案いたしまして、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額8千万円以内といたしたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の報酬等の額
年額8,000万円以内

第8号議案

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式に関する報酬等の額について、当社は、2019年3月28日開催の第65回定時株主総会において、従来の取締役の報酬額（年額8億円以内）の範囲内にて支給するものとして、株主の皆様のご承認をいただき導入いたしました。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株主の皆様との利益を共有し、会社の持続的な成長と企業価値の向上に対するインセンティブとすることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行した後の対象取締役に対して、譲渡制限付株式を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

また、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、これまでの取締役に対する譲渡制限付株式に係る報酬額と同様に、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」における報酬等の額の範囲内といたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

本議案に係る対象取締役の員数は、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、2名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしていたします。

なお、対象取締役に対して割り当てる本譲渡制限付株式の内容は、2019年3月28日開催の第65回定時株主総会において承認可決された内容と同一であり、その詳細は下記のとおりです。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権を現物出資の方法で給付すること等により、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

各事業年度において対象取締役にに対して割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限を、80万株とする。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、3年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役が割当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式を割当てた日の属する事業年度に係る当社の売上高及び営業利益率等の業績その他の当社取締役会が定める指標の達成度に応じて、本割当株式の全部又は一部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(5) その他取締役会で定める内容

譲渡制限付株式割当契約に係るその他内容については当社取締役会で定め、当該事項を譲渡制限付株式割当契約の内容とする。

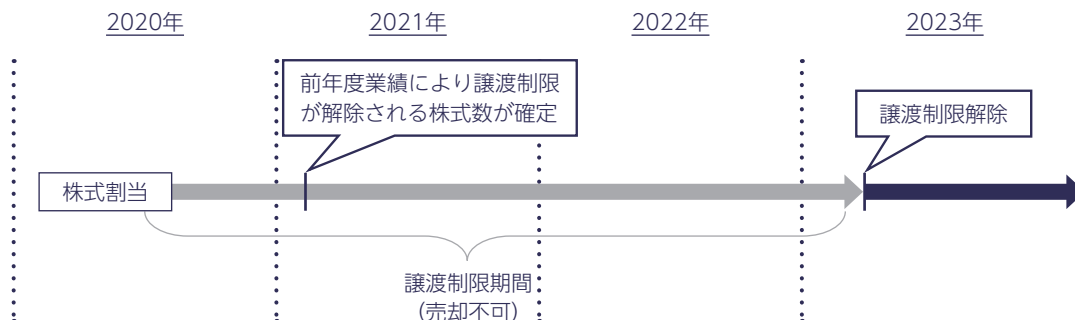
以 上

【ご参考】

1. 譲渡制限付株式報酬の割当てのしくみ

- ・当該事業年度の業績（連結の売上高・営業利益率）の達成率に応じて、譲渡制限を解除する株式数を決定する。ただし、割当て後3年間は譲渡制限期間とする。
- ・達成率の範囲は70%～150%とし、最初に150%の株式を割当ててのものとする。達成率が70%未満のときは、譲渡制限が解除されず会社が全株式を無償取得する。

株式割当から譲渡制限解除までのイメージ



【業績達成度】

	ウェイト (%)	当初予算に対する 合計達成率 (%)
売上高	50	70-150
営業利益率	50	

2. 執行役員に対する譲渡制限付株式の割当て

当社は、本総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割当てする予定です。

3. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

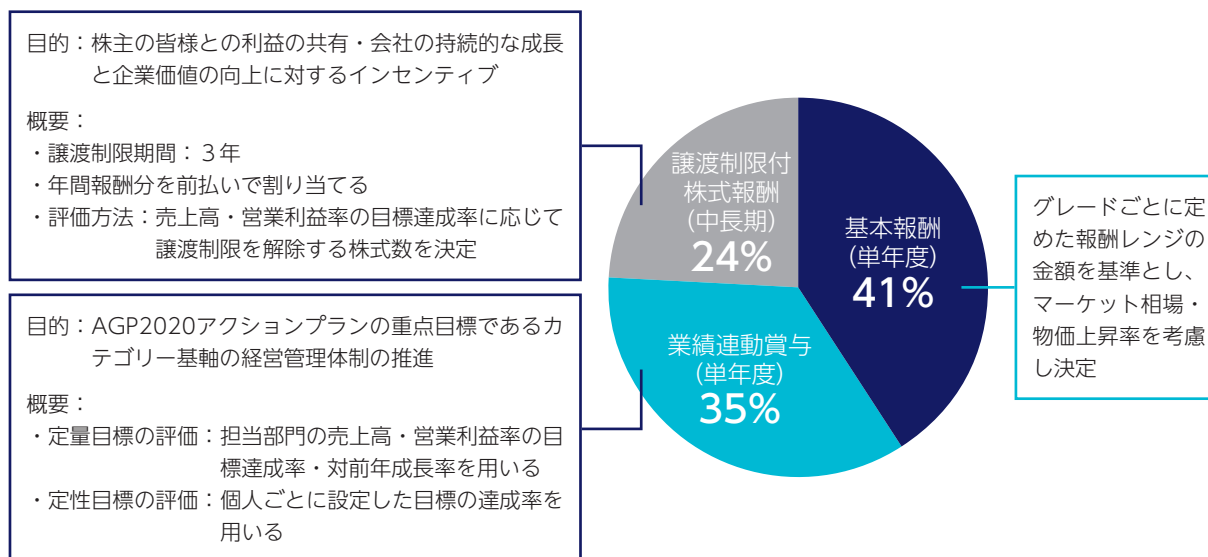
・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬について

本総会において取締役報酬に関する各議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額は年額8億円以内（うち社外取締役分年額1億円以内）となります。当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬について当該報酬等の額の範囲で、会社の持続的な成長と企業価値の向上に対するインセンティブとなるような報酬体系とすることとし、その決定について、指名・報酬委員会の意見を尊重することにより、その公正性および透明性を確保することを基本方針としております。この方針に従い、基本報酬、業績連動賞与、譲渡制限付株式報酬について、以下のとおり定めております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬体系について

基本方針	・会社の持続的な成長と企業価値向上に対するインセンティブとなる報酬体系 ・指名・報酬委員会の意見を尊重することにより公正性・透明性を確保 ・年額8億円以内（うち社外取締役分年額1億円以内）
変動報酬の割合	約59%（社長COOの目標達成率が100%の場合）
変動報酬の不支給	変動報酬の目標達成率が取締役会で定めた基準を下回る場合は不支給・無償取得

<取締役報酬の構成（社長COOの目標達成率が100%の場合）>



第9号議案 当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）改定の件

当社は、2007年3月16日開催の取締役会において、当社株券等の買付行為等に対する対応方針を導入したのち、これまで定時株主総会の決議によるご承認を得て、当社株式の大規模な買付行為への対応方針（以下「現対応方針」という。）を改定・継続してまいりました。

本総会終結の時をもって現対応方針の有効期間が満了するにあたり、当社は、現対応方針導入後の当社の経営環境、買収防衛策に関する議論の動向および株主の皆様のご意見などを踏まえ、企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から検討した結果、2020年2月20日開催の当社取締役会において、現対応方針の一部を改定して「当社株式の大規模な買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」という。）として継続することについて本総会に提案することを独立社外取締役4名を含む出席取締役11名が全員一致で承認可決いたしました。

本議案について、株主の皆様のご承認が得られた場合、本総会の日から3年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時まで本対応方針を継続することとなります。

本対応方針につきましては、当社監査役4名全員が賛成しております。なお、現時点において、特定の第三者から大規模買付けを行う旨の通告や買収提案を受けておりません。

本対応方針は、取締役会による恣意的判断を防止するとともに、株主の皆様のご意向がより反映される仕組みとすることを目的に、現対応方針を改定するものです。本対応方針における主な改定点は以下のとおりです。

- ① 情報提供期間において大規模買付者に求める本必要情報から次の事項を削減
 - ・当社ステークホルダーとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
 - ・大規模買付行為に対する当社取締役会の意見形成に必要な情報等
- ② 取締役会評価期間を延長しない旨を明記
- ③ 本対応方針の有効期間中であっても当社株主総会により廃止ができる旨を明記
- ④ 第2号議案が本総会で原案どおり承認可決されることを条件として、当社が監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することに伴う所要の修正
- ⑤ その他所要の修正および文言の整理

【ご参考】本総会後の当社コーポレートガバナンス・買収防衛策の主要項目および改定点

1. 本総会後の当社コーポレートガバナンスについて

主要項目	現行	本総会後の体制
機関設計	監査役会設置会社	監査等委員会設置会社
独立社外取締役比率	11名中4名(36.4%)	8名中5名(62.5%)
取締役の任期	1年	取締役(監査等委員を除く。):1年 監査等委員:2年

2. 買収防衛策の主要項目および改定点

主要項目	該当条項	現行	改定後
情報提供の範囲	V 2. (2)	—	合理的な範囲での削減 (43ページご参照)
取締役会評価期間	V 2. (3)	・60日(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合) ・90日(その他大規模買付行為の場合) ・延長は最長120日	・60日(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合) ・90日(その他大規模買付行為の場合) ・延長なし
独立委員会の構成	V 2. (4) 別紙2	独立社外取締役2名 独立社外監査役1名	独立社外取締役3名
大規模買付行為	V 1. (2)	議決権割合が20%以上となる買付行為	改定なし
大規模買付者に求める情報提供期間	V 2. (2)	・最長60日 ・延長なし	
対抗措置の内容	V 3. (3)	新株予約権の無償割当てに限定	
対抗措置発動の決定機関	V 3. (3)	原則として株主総会	
対抗措置の発動要件	V 3. (3)	①東京高裁4類型・強圧的二段階買収(※) ②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合	
導入・継続の決定機関	V 5. (1)	株主総会	
有効期限	V 5. (2)	3年	
変更・廃止の決定機関	V 6. (4)	・株主総会決議により変更・廃止可能 ・取締役会決議により廃止可能	
無償割当てにおける新株予約権1個当たりの目的である株式の数	別紙3 2.	1株	
大規模買付者が保有する新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項	別紙3 7.	禁止	

※東京高裁4類型とは、46ページに記載のV 3. (3) ①(i) から(iv)までをいい、また強圧的二段階買収とは、同②をいいます。

上記の表は、株主の皆様へのご説明のため、買収防衛策の主要項目の要約を一覧にしたものです。買収防衛策の正確な内容は、以下の本文をご参照ください。

I 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者による当社株式の大規模な買付行為等に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

一方で、当社および当社グループは、株主の皆様をはじめ、お客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を基本として、スポーツを核とした事業領域で当社が長年つちかってきた「技術」、「製品」、「ブランド」に対する信頼こそが強みであり、これを維持し促進することが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると考えます。従って、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、これらに関する十分な情報や理解がなくては、将来実現することのできる当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性があり、不適切であると考えます。

II ASICS SPIRIT

当社は、「健全な身体に健全な精神があれかし」を創業哲学とし、「スポーツを通して、すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する」ことを理念に、お客様の求めるものを徹底的に追求し、世界のスポーツをする選手、スポーツを愛するすべての人々や健康を願う方々の役に立つよう、技術とものづくりに対するこだわりを持ち続けてまいりました。

「ASICS SPIRIT」は、これらの創業哲学、アシックスの理念など、当社の企業精神を体系化したものです。

具体的な「ASICS SPIRIT」は、以下のとおりです。

ASICS SPIRIT

創業哲学

「健全な身体に健全な精神があれかしー“Anima Sana In Corpore Sano”」

アシックスの理念

1. スポーツを通して、すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する
2. 私たちを取り巻く環境をまもり、世界の人々とその社会に貢献する
3. 健全なサービスによる利益を、アシックスを支えてくださる株主、地域社会、従業員に還元する
4. 個人の尊厳を尊重した自由で公正な規律あるアシックスを実現する

ビジョン

Create Quality Lifestyle through Intelligent Sport Technology
スポーツでつちかった知的技術により、質の高いライフスタイルを創造する

バリュー

1. スポーツマンはルールを守る
2. スポーツマンはフェアプレーの精神に徹する
3. スポーツマンは絶えずベストを尽くす
4. スポーツマンはチームの勝利のために闘う
5. スポーツマンは能力を高めるために常に鍛錬する
6. スポーツマンは、「ころんだら、起きればよい。失敗しても成功するまでやればよい。」

Ⅲ 当社の強み

当社の強みは、株主の皆様をはじめ、お客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を基本として、スポーツを核とした事業領域で当社が長年つちかってきた「技術」、「製品」、「ブランド」に対する信頼であると考えます。

創業者鬼塚喜八郎は、「差別化」、「イノベーション」、「高付加価値」を生み出すためには、職人の勘と経験だけでなく「運動力学」や「人間工学」に基づく製品開発が重要だという考えから、1985年に「アシックススポーツ工学研究所」を設立しました。この技術へのこだわりは、現在の当社に受け継がれています。

当社は、HUMAN CENTRIC DESIGN（人間中心設計）に基づいて機能性を生み出す材料設計から構造設計までの幅広い研究と設計を行っています。人の動きを分析し必要な機能を見極め、機能性をより高めた製品を生み出します。この繰り返しが継続的に製品の機能性を向上させるだけでなく、革新的な価値ある製品、サービスを創出します。

また、世界各地のスポーツイベントの支援を通して、世界のお客様からの認知と信頼を得るとともに、スポーツ市場の拡大とスポーツ文化の発展に努めております。

今後もお客様の声に耳を傾けることによって当社製品を進化させ、よりお客様に寄り添った新しい製品へと繋げてまいります。

Ⅳ 企業価値向上のための取組み状況

1. 「ASICS Growth Plan (AGP) 2020」のアクションプランの着実な実行について

当社は、中期経営計画「ASICS Growth Plan (AGP) 2020」の具体的な行動計画であるアクションプランを策定しました。このアクションプランに基づき、本社のカテゴリートップが企画・開発からマーケティング、販売までを統括するカテゴリー基軸の経営管理体制のもと、以下の重点施策を着実に実行しております。

- ① パフォーマンスランニングで勝つ
- ② デジタル
- ③ オニツカタイガー
- ④ 成長市場の拡大 東南アジア、インド、中東

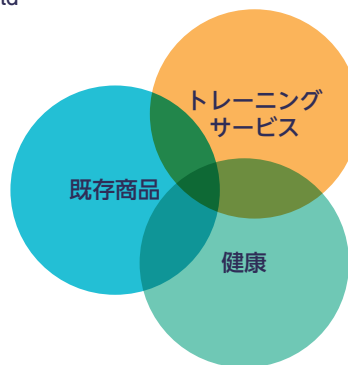
また、2020年の先を見据え、アシックスのビジョンである「スポーツでつちかった知的技術により、質の高いライフスタイルを創造する」を実現するために、「既存商品領域」に加え、「トレーニング・サービス領域」、「健康領域」を新たなビジネス領域として設定し、中長期的な企業価値向上のため経営改革に取り組んでおります。

アシックスのビジネス領域

ASICS' business field

スポーツでつちかった知的技術により、
質の高いライフスタイルを創造する

Create Quality Lifestyle through
Intelligent Sport Technology



2. コーポレートガバナンスの強化に関する取組み状況

(1) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、企業価値を継続的に高め、株主の皆様をはじめ、すべてのステークホルダーからさらに信頼される会社となるために、スピードある透明性の高い経営を実現するためのコーポレートガバナンスを目指し、その中で、経営管理体制の整備を行うとともに、企業経営に関する監督および監査機能・内部統制の充実、コンプライアンスの徹底、経営活動の透明性の向上などに努め、株主の視点を経営に反映させることを心がけております。

当社は、「ASICS SPIRIT」と「アシックスC S R方針」に基づき、グローバルレベルでの持続的な企業価値の向上を実現するため、コーポレートガバナンス基本方針を制定しております。これは、ステークホルダーとの協働、適切な情報開示、取締役会の責務、指名・報酬委員会の役割など、これまでの当社の取組みおよび当社のコーポレートガバナンスを体系化したものです。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関するこれまでの取組みは、以下のとおりです。

コーポレートガバナンスに関するこれまでの取組み

		～2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
中期経営計画		アシックス・グロース・プラン（AGP）2015					ASICS Growth Plan（AGP）2020				
取締役会の構成	社内	6名	8名	7名	7名	5名	4名	5名	6名	7名	3名
	社外	2名	2名	3名	4名	4名	4名	4名	4名	4名	5名
経営と執行の分離		執行役員制度導入（10年）									監査等委員会設置会社への移行（20年）
社外取締役		社外取締役導入（11年）			独立社外取締役・独立社外監査役に関する基準制定（14年）			取締役の3分の1以上を独立社外取締役とする方針（18年）		取締役の過半数を独立社外取締役とする方針（20年）	
諮問委員会							指名・報酬委員会の設置（16年）		議長を独立社外取締役へ変更（19年）		
取締役会運営							実効性評価の開始（16年）				
役員報酬		業績連動報酬導入（08年）		取締役の報酬額改定（13年） 株式報酬型ストックオプション導入（13年）					譲渡制限付株式報酬の導入（19年）		
基本方針							コーポレートガバナンス基本方針制定（16年）				

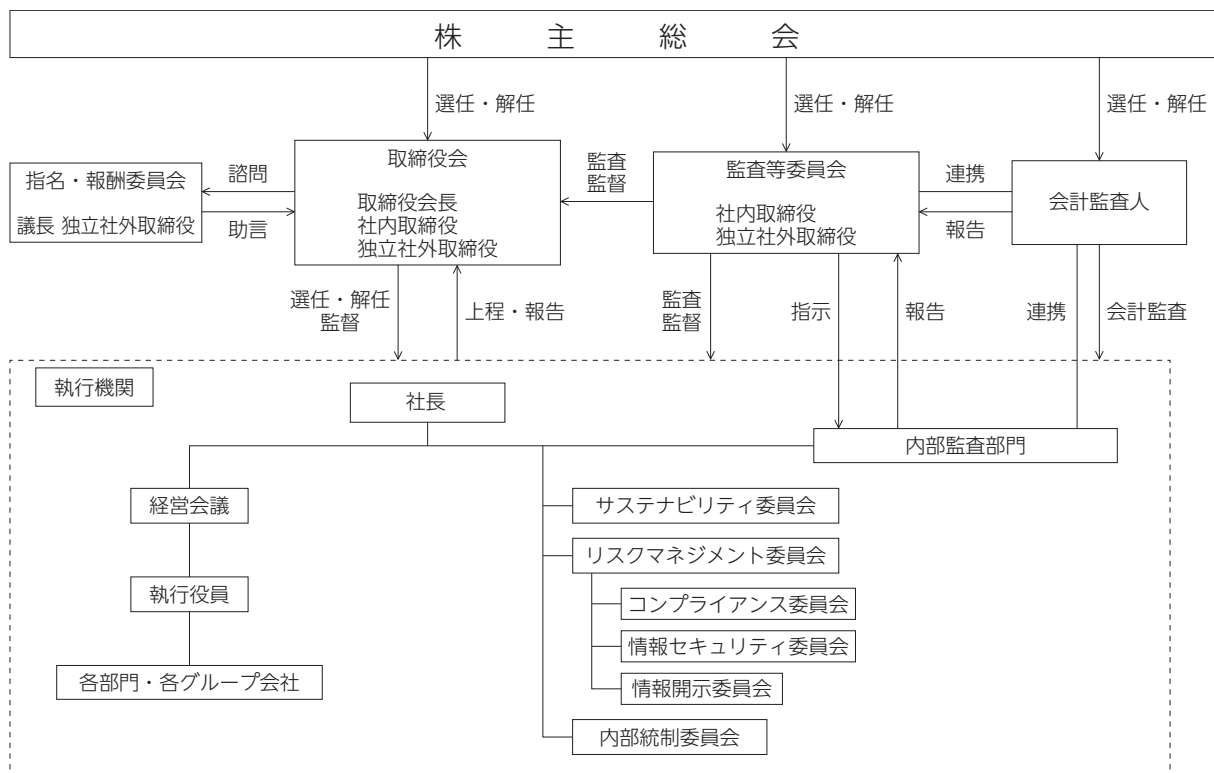
※上記は、本総会終結後の取組みを含めて記載しております。

(2) 当社のコーポレートガバナンスについて

当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的な成長と、中長期的な企業価値の向上を図るため、重要な業務執行の決定を行うとともに、独立社外取締役を中心とした業務執行の監督を行っております。

また、取締役会は、取締役および執行役員の指名ならびに報酬について、指名・報酬委員会の意見を尊重して決議しております。指名・報酬委員会は、過半数の独立社外取締役で構成され、公正性および透明性を確保しております。なお、議長は、指名・報酬委員会の決議により独立社外取締役から選定しております。

当社は、カテゴリー基軸の経営管理体制をさらに強化するため、本年1月より経営と執行を分離し、役付執行役員制度を導入いたしました。また、当社は、本総会における各議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。移行後は、取締役会は8名で構成され、独立社外取締役はその過半数の5名となります。また、監査等委員会は3名で構成され、独立社外取締役はその過半数の2名とすることで、監査・監督機能をより一層充実させてまいります。なお、本対応方針における独立委員会は、独立社外取締役3名によって構成される予定です。



※上記は、本総会終結後の当社ガバナンス体制を記載しております。

V 本対応方針の内容（会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1. 大規模買付ルールの必要性和本対応方針の目的

（1）大規模買付ルールの必要性

当社はこれまで、株主の皆様をはじめ、お客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を基本として、スポーツを核とした事業領域で当社が長年つちかってきた「技術」、「製品」、「ブランド」に対する信頼を強みとして、事業の拡大・強化に取り組んでまいりました。

当社は、カテゴリー基軸の経営管理体制のもと、アクションプランを着実に実行するとともに、2020年以降の経営課題や経営計画について検討中であり、当社は中長期的な企業価値向上に向けて経営改革に取り組んでおります。また、カテゴリー基軸の経営管理体制をさらに強化させるためのガバナンス体制も構築してまいります。

一方、こうした取組みにより当社はその企業価値を高めてきたものの、当社の事業領域や現在の企業規模では、未だ被買収リスクの懸念があると考えます。また、わが国の法制度の下にあっては、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報および検討期間が確保されていないこと、市場内での買集め行為や部分的公開買付けが認められるなど、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性のある大規模買付行為（後記V 1.（2）以下同じとします。）がなされる可能性は否定できない状況にあると考えます。

したがって、AGP 2020の達成に向けて邁進し、当社の企業価値・株主共同の利益を高めるため、これらを毀損する可能性のある大規模買付行為に対して、最低限のルールを確保する必要があると考えます。

当社は、突然大規模な買付行為がなされたときに、大規模買付者（後記V 1.（2）以下同じとします。）による当社および当社グループのステークホルダーとの関係についての方針や当社グループの経営に参画したときの経営方針・事業計画等が、当社の企業価値・株主共同の利益を高めるものか、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当か否か等を株主の皆様は短期間のうちに適切に判断していただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠と考え、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が事前に当社株主の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであると考えます。

また、当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立委員会からの勧告や外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成して公表いたします。

かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諾否を検討することが可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の取得と検討の機会を得られることとなります。

このため、当社取締役会は、上記の見解を具現化した一定の合理的なルールに従って大規模買付行為が行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に資すると考え、後記2. のとおり事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」という。）を設定いたしました。そして、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、現対応方針の内容を一部改定し、本対応方針として継続することといたしました。

（２）本対応方針の目的

本対応方針は、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、もしくは結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為またはその提案（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下、かかる買付行為またはその提案を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」という。）について、当社株主の皆様に必要なかつ十分な情報を提供するとともに、必要に応じて対抗措置を発動するなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう、大規模買付行為に対する適宜かつ適切な対応を行うことを目的としています。

注１：特定株主グループとは、

- （ｉ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。以下同じとします。）の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）ならびに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下「準共同保有者」という。）または、
- （ii）当社の株券等の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、競売の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。以下同じとします。）を意味します。

注２：議決権割合とは、

- （ｉ）特定株主グループが、注１の（ｉ）記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（ただし、①と②の合算において、①と②の間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）または、
- （ii）特定株主グループが、注１の（ii）記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）および総議決権の数（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

2. 大規模買付ルールの内容

（１）大規模買付ルールの骨子

当社取締役会が設定する大規模買付ルールの骨子は、①大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対し、予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会は、一定の評価期間内に当該大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をまとめて公表し、③大規模買付者は、当該評価期間経過後に大規模買付行為を開始する、というものです。

（２）情報の提供

まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」という。）を日本語で記載された書面で提供していただきます。具体的な手続きとしては、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず、当社代表取締役宛に、（１）大規模買付者の名称、（２）住所、（３）設立準拠法、（４）代表者の氏名、（５）国内連絡先および（６）提案する大規模買付行為の概要を明示したうえで、大規模買付ルールに従う旨を誓約された意向表明書をご提出いただきます。当社取締役会は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、必要に応じて情報提供の期限を定め、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容などによって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。以下同じとします。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性を含みます。）
- ③ 大規模買付者およびそのグループの株券等保有割合ならびに株券等所有割合
- ④ 当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 当社および当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 大規模買付行為実行後の大規模買付者およびそのグループにおける当社の役割、当社株式の上場維持の有無、少数株主への対応方針、少数株主排除策をとる場合には対価の価額・種類を含むその内容

大規模買付者から当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、当該大規模買付者に対して十分な本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることができるものとします（以下、この期間を「情報提供期間」という。）。

ただし、大規模買付者からの情報提供の迅速化と当社取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を意向表明書受領から60日間とし、延長は行いません。仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で直ちに後記（３）の取締役会による評価を開始するものとします。大規模買付者が出現し、当該大規模買付者から大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適宜適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

当社取締役会は、取締役会による評価、検討、意見形成等のため必要かつ十分な本必要情報が大規模買付者から提供されたと判断した場合には、直ちにその旨大規模買付者に通知するとともに、速やかに当社株主の皆様に公表いたします。

なお、当社取締役会が追加的に情報提供を求めたのに対し、大規模買付者から当該情報の提供が難しいことにつき合理的な説明がある場合には、追加的に求めた情報がすべて揃わないときでも、大規模買付者との情報提供に関する交渉を終了し、次に述べる当社取締役会による評価・検討を開始することができるものとします。

（３）取締役会による評価と意見の公表

次に、当社取締役会は、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」という。）として、大規模買付者が当社取締役会に対し追加的な情報提供を含む本必要情報の提供を完了したと公表した日の翌日から60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を設定します。取締役会評価期間の延長は行いません。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後に開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会（後記2.（４））に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動を含め、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて決議し公表します。また、当社取締役会は、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。なお、取締役会評価期間が終了し取締役会の意見を公表するときは、当社取締役会は、大規模買付者に対し、取締役会評価期間が終了したことを通知するとともに、大規模買付行為が開始可能となったことを当社株主の皆様が知ることができるよう、その旨あわせて公表するものとします。

（４）独立委員会の設置

本対応方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲の決定、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かの認定、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かの認定、対抗措置の要否およびその内容の決定等については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会（注3）を設置します。当社取締役会は、かかる独立委員会に対して上記の問題を必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について審議し、当社取締役会に対してその意見を勧告することとします。独立委員会は、その勧告の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、従業員等に独立委員会への出席を要求したり、必要な情報について説明を求めたりすることができるものとします。独立委員会の勧告は、公表することとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から取締役会評価期間の期間内に速やかに相当と認める範囲内での対抗措置の発動または不発動について決議を行うものとします。これにより、独立委員会が取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。

注3：独立委員会とは

独立委員会は、当社取締役会から独立した第三者機関として、本対応方針が取締役の保身のために利用されないよう監視するとともに、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう買収を抑止するという働きを担います。独立委員会の概要は、別紙1のとおりです。

独立委員会は、当社の独立性要件を満たす独立社外取締役3名以上の独立委員で構成されます。なお、本対応方針の導入時に就任予定の独立委員3氏の氏名および略歴は別紙2のとおりです。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報を総合的に考慮・検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資すると判断したときは、その旨の意見を表明します。他方、当該大規模買付行為に疑義や問題点があると考えたときは、当該買付提案について反対意見を表明し、または、代替案を提案します。

これらの場合には、後記(3)記載の大規模買付行為に対する対抗措置の発動要件を満たすときを除き、当社取締役会は、当社株主の皆様に対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただくにとどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。当社取締役会は、大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資するか、当該大規模買付行為に疑義や問題点があるかを判断するについて、外部専門家等の助言も参考に、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで決定するものとします。これらの場合には、大規模買付者の大規模買付行為にかかる提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該提案および当社が提示する当該提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することができるものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定および対抗措置の発動の適否・内容については、外部専門家等の助言も参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙3に記載のとおりです。なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなど、対抗措置としての効果を考慮した行使期間、行使条件および取得条件を設けることがあります。

(3) 大規模買付行為に対する対抗措置および発動要件

当社取締役会は、大規模買付ルールを遵守しなかった場合のほか、大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、株主総会において株主の皆様へ承認を得たうえで、当社株主の皆様の利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として、無償割当てによる新株予約権を発行することができるものとします。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。かかる場合に該当するか否かを判断するについては、外部専門家等の助言を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討したうえ、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、当社取締役会は、対抗措置を発動するに際し、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主総会を招集し、対抗措置に関する当社株主の皆様の意思を確認するものとします。かかる株主意思確認のための株主総会において、出席株主の議決権の過半数の賛同が得られなければ、対抗措置の発動は行いません。その場合、大規模買付者は、当社株主の皆様の意思を確認し、対抗措置の発動・不発動が決定されるまで、大規模買付行為は開始できないものとします。

なお、対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は(2)と同様です。

- ① 次の(i)から(iv)までに掲げる行為等により当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付を行う場合
 - (i) 当社株式を買い占め、その株式について当社または当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - (ii) 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
 - (iii) 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (iv) 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- ② 強圧的二段階買収(最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。)等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

(4) 対抗措置発動後の停止等

当社取締役会は、本対応方針に基づいて対抗措置を発動することを決定した後であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合、②対抗措置を発動する決定の基礎となった事実関係等に変動が生じ、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないとの判断に至った場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動を停止することができるものとします。例えば、無償割当てにより新株予約権を発行する場合に、上記①又は②の事由が生じたときは、新株予約権の無償割当ての効力発生日までであれば当該新株予約権の無償割当てを中止し、新株予約権の無償割当ての効力発生後であれば当該新株予約権の行使期間開始日の前日までに当社が無償で当該新株予約権を取得することで、対抗措置の発動を停止することができるものとします。また、対抗措置の発動の停止を行う場合には、当社株主の皆様に対し、直ちに必要な情報開示を行います。

4. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社の企業価値・株主共同の利益の維持・向上の観点から、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に対する諾否をご判断いただくために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の当該大規模買付行為に対する意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、適切かつ十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切かつ合理的なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合および大規模買付ルールを遵守されているものの当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置をとることがあります。その場合、対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として別紙3に記載の新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。また、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要が生じることがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。前記3.（4）のとおり、本対応方針に基づき新株予約権の無償割当てを決議した場合でも、大規模買付者による大規模買付行為の撤回、大規模買付行為の条件変更等の事情により、新株予約権の無償割当てを中止し、または当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

なお、2019年12月31日現在の大株主の状況は「第66期事業報告」19頁に記載のとおりです。

5. 本対応方針の有効期限等

(1) 本対応方針の導入

本対応方針の導入については、当社株主の皆様の意思を反映すべく、本総会における決議によりご承認いただきます。本総会において本対応方針の承認に関する議案が承認されない場合、本対応方針は導入されません。

(2) 本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は、本総会において、本対応方針の継続について当社株主の皆様のご承認が得られた場合は、本総会の日から3年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時まで3年間有効期間が延長されるものとし、以後も同様とします。もし承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されることになります。また、本対応方針は、その有効期間中であっても、当社株主総会または当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。

さらに、当社取締役会は、当社の企業価値・株主全体の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本対応方針を随時見直していく所存です。当社取締役会は、本対応方針の有効期間中に本対応方針を修正する場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。本対応方針を修正することを決定した場合は、その旨を速やかにお知らせします。なお、本対応方針は、2020年2月20日現在施行されている法令を前提としており、同日以後の法令の改廃がなされ、本対応方針に修正を加える必要が生じた場合には、適宜本対応方針の文言を読み替えるものとします。

本対応方針の有効期間は、本総会の日から3年間となります。本対応方針は、株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされておりますので、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年、監査等委員である取締役は2年と、会社法所定の任期となっており、当社は期差任期制も採用しておりませんので、本対応方針は、いわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 本対応方針の合理性

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、経済産業省・企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

（1）株主共同の利益の確保・向上目的による導入

本対応方針は、「1. 大規模買付ルールの必要性和本対応方針の目的」で記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

（2）合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、「3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」で記載したとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

（3）独立委員会による判断の重視と情報開示

本対応方針における対抗措置の発動等に際しては、当社から独立した社外役員によって組織された独立委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。また、独立委員会の判断の概要については当社株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本対応方針の公正・透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

（4）株主意思の重視

本対応方針は、本総会における当社株主の皆様のご承認を条件に、現対応方針を一部変更して継続されるものであり、その継続について当社株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本対応方針は、株主総会において本対応方針の変更又は廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従って、本対応方針の継続、廃止または変更の是非の判断には、当社株主の皆様のご意向が反映される仕組みとなっております。

さらに、当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることとなります。

以 上

独立委員会の概要

1. 構成員

当社の独立性要件を満たす独立社外取締役から選定された3名以上の独立委員で構成される。独立委員の任期は、選定された日から買収防衛策の有効期間満了の時までとし、重任を妨げない。

2. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、独立委員の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

3. 決議事項その他の権限と責任

独立委員会は、以下の各号に記載された事項について取締役会の諮問がある場合には、これを検討のうえ自らの意見を決定し、その決定内容に理由を付して当社取締役会に勧告ないし助言する権限と責任を有する。独立委員会の各委員は、上記の責任を果たすうえで、会社に対して善管注意義務を負い、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から自らの意見を決定することを要し、専ら自らまたは当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- ① 大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の存否
- ② 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲
- ③ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
- ④ 大規模買付者による大規模買付行為に対する当社取締役会が作成した代替案の検討
- ⑤ 無償割当てによる新株予約権の発行を含む対抗措置の発動の要否および内容
- ⑥ 対抗措置発動につき株主総会決議による株主意思確認の要否
- ⑦ 対抗措置発動後の停止
- ⑧ 大規模買付ルールの維持・見直し・廃止
- ⑨ その他大規模買付ルール、対抗措置、大規模買付行為に関連し、当社取締役会が判断すべき事項について、取締役会が独立委員会にその意見を諮問することを決定した事項

また、独立委員会は、自らの意見の決定に際して適切な判断を確保するために必要かつ十分な情報収集に努めなければならないものとし、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以 上

独立委員の氏名および略歴

独立委員会は、当社の独立性要件を満たす独立社外取締役3名で構成されています。

【氏名】 柏木 斉（かしわき ひとし）

【略歴】 1957年 9 月 6 日生

1981年 4月 (株)日本リクルートセンター（現 (株)リクルートホールディングス）入社
 1994年 4月 (株)リクルート（現 (株)リクルートホールディングス）財務部長
 1997年 6月 同社取締役
 2001年 6月 同社取締役兼常務執行役員
 2003年 4月 同社代表取締役兼常務執行役員（ＣＯＯ）
 2003年 6月 同社代表取締役社長兼ＣＯＯ
 2004年 4月 同社代表取締役社長兼ＣＥＯ
 2012年 4月 同社取締役相談役（2014年 6月退任）
 2012年12月 サントリー食品インターナショナル(株)社外取締役（2015年 3月退任）
 2015年 8月 当社顧問
 2016年 3月 当社社外取締役（現任）
 2016年 5月 (株)松屋社外取締役（現任）
 2018年 6月 (株)東京放送ホールディングス社外取締役（現任）
 2019年 6月 公益財団法人日本バレーボール協会理事、現在に至る

【氏名】 角 和夫（すみ かずお）

【略歴】 1949年 4 月19日生

1973年 4 月 阪急電鉄(株)入社
 2000年 6 月 同社取締役 鉄道事業本部長
 2002年 4 月 同社取締役 鉄道事業本部長兼統括本部長
 2002年 6 月 同社常務取締役 鉄道事業本部・統括本部担当
 2003年 6 月 同社代表取締役社長
 2005年 4 月 阪急ホールディングス(株)代表取締役社長
 2006年10月 阪急阪神ホールディングス(株)代表取締役社長
 2007年10月 エイチ・ツー・オー リテイリング(株)取締役（現任）
 2014年 3 月 阪急電鉄(株)代表取締役会長（現任）
 2015年 4 月 (株)東京楽天地社外取締役（現任）
 2017年 6 月 阪急阪神ホールディングス(株)代表取締役会長グループＣＥＯ（現任）
 2018年 3 月 当社社外取締役（現任）
 2019年 5 月 東宝(株)取締役、現在に至る

【氏名】 須藤 実和（すとう みわ）

【略歴】 1963年 8 月17 日生

1988年 4 月 (株)博報堂入社（1990年 4 月退社）
1991年10月 アーサー・アンダーセン（現 有限責任あずさ監査法人）入所（1996年 8 月退所）
1995年 4 月 公認会計士登録
1996年10月 シュローダー・ピーティエヴィ・パートナーズ(株)（現 (株)MKSパートナーズ）
入社（1997年10月退社）
1997年11月 ベイン・アンド・カンパニー入社
2001年 1 月 同社パートナー（2006年 3 月退社）
2006年 4 月 (株)プラネットプラン設立 代表取締役（現任）
2008年 4 月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授（2018年3月退任）
2012年 5 月 (株)じげん社外取締役（現任）
2016年 6 月 (株)エー・ディー・ワークス社外取締役（監査等委員）（現任）
2017年 6 月 公益財団法人日本バレーボール協会理事（現任）
2018年 3 月 当社社外監査役（現任）
2019年 4 月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授、現在に至る

上記の 3 氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個以上の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める価額とする。ただし、後記7.の取得条項が定められた場合には、当社取締役会が取得の対象として決定した新株予約権を保有する株主は、新株予約権の行使に際して出資すべき金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式を受領することになる。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 取得条項

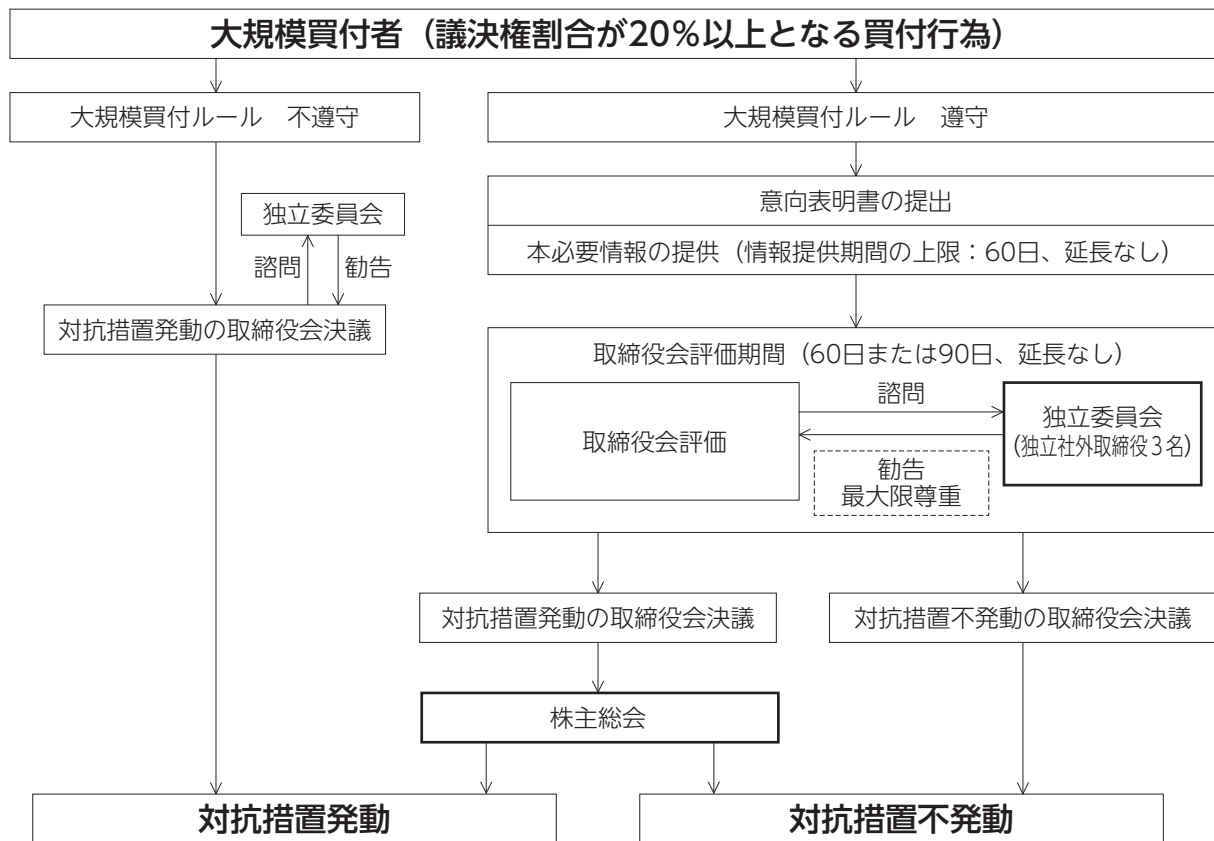
新株予約権については、上記6.の行使条件により新株予約権の行使が認められない者（非行使権者）以外の者（当社取締役会の承認を得て非行使権者から新株予約権を譲り受けた者を含む。）が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を定めることができる。なお、当社取締役会は、新株予約権の内容として、非行使権者が保有する新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

本対応方針のスキーム

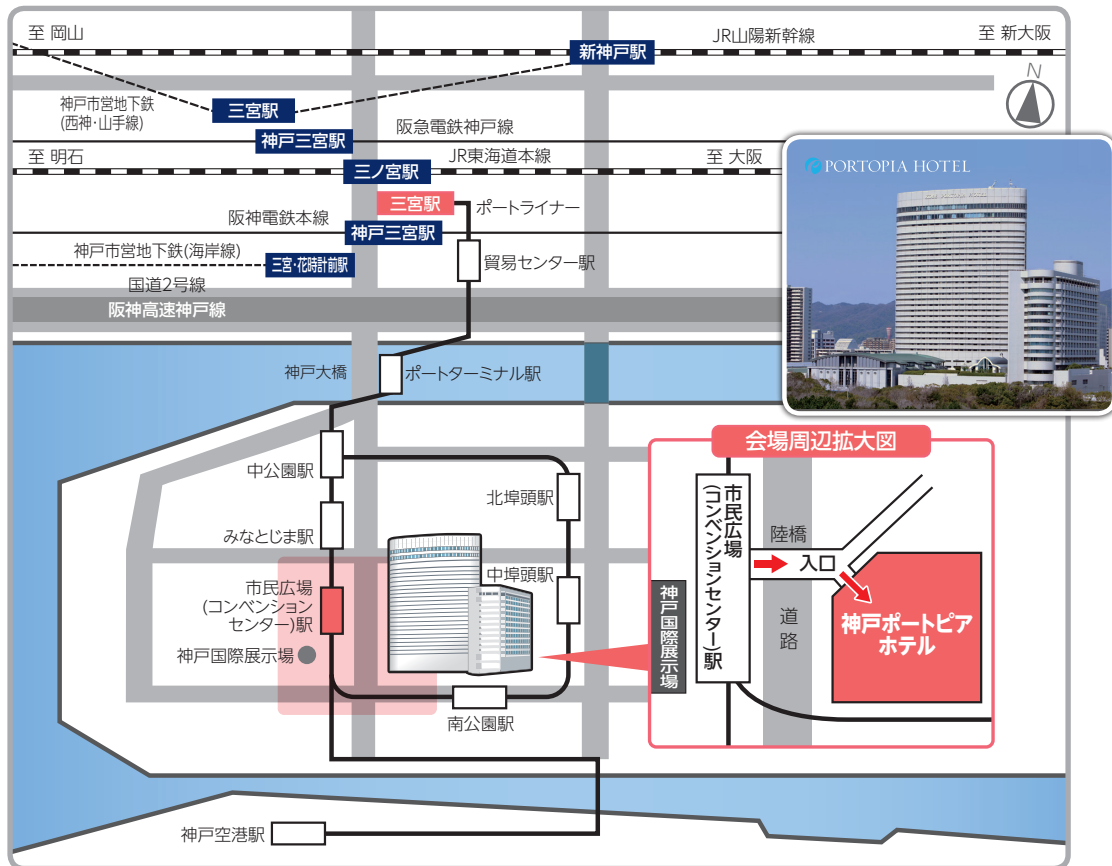


上記のスキームは、株主の皆様へのご説明のため、本対応方針を図式化したものです。本対応方針の正確な内容は、本文をご参照ください。

以 上

神戸ポートピアホテル 南館 1階「大輪田の間」

神戸市中央区港島中町6丁目10番地の1 TEL: 078-302-1111



【お願い】 会場には駐車場をご用意しておりますが、駐車スペースに限りがございますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。



神戸新交通ポートライナー 「三宮駅」から約10分「市民広場（コンベンションセンター）駅」で下車すぐ。

* <北埠頭方面行>、<中埠頭方面行き>、<神戸空港方面行>のいずれにご乗車されましても「市民広場（コンベンションセンター）駅」で下車できます。

※株主総会終了後、ご希望の株主様を対象に「アシックススポーツミュージアム」見学会を予定しております。会場より送迎バス（約5分）を運行しておりますのでご参加ください。

なお、上記見学会につきましては、今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況次第では、開催を中止する場合がございます。上記見学会の中止および本総会運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://corp.asics.com/jp/>) に掲載いたしますのでご出席の際はご確認ください。

NAVITIME

出発地から株主総会
会場までスマホが
ご案内します。



スマートフォン
でQRコードを
読み取りください。



ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C022337

